

取組事項	具体的な取組内容	実施時期				
		H18	H19	H20	H21	H22
一般競争入札の拡大	【設計金額1,000万円以上の工事を段階的に一般競争入札にする。】 平成20年4月1日以降の公告分から適用(段階的に)					全面実施
	【設計・調査・測量及び土木施設維持管理は、一般競争の導入を検討する。】					
	【一般競争入札拡大に伴う課題の解決】 入札参加資格の事後審査方式を導入(事務の効率化) 入札参加条件等の設定					
	【ダンピング防止】 最低制限価格制度の導入検討(設計・調査・測量及び土木施設維持管理)					
電子入札の全面導入	【電子入札の段階的な全面導入】 ・対象:工事 設計金額130万円以上(随意契約は除く。) ・対象:設計・調査・測量、土木施設維持管理に係る業務委託 設計金額50万円以上(随意契約は除く。)					
総合評価方式の導入	検討 試行予定					
情報公開の推進	【公開情報の拡大を図る】 入札情報等を市のホームページに公開					
ペナルティの強化	【入札談合による指名停止措置期間を最低12月とする】 指名停止措置要綱を改正(平成20年4月~)					
	【不正な行為による損害賠償率を20%以上とする】 約款の改正(埼玉県の動向等を踏まえ検討する。)					